

武蔵野市高校生等医療費助成事業の拡充について

1 事業の目的

全ての子どもが健やかに成長することができるよう、子どもの保健を向上させ、子育て家庭の経済的負担を軽減して必要な医療を安心して受けられる環境を整備することを目的とします。

2 事業の概要

令和3年度から市独自で高校生等（15歳に達した日以後最初の3月31日を経過し、18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある子ども）の入院医療費について助成を開始しましたが、令和4年4月診療分より、通院等（調剤、柔道整復等含む）についても助成の対象とするように医療費助成の拡充を実施します。乳幼児及び義務教育就学児医療費助成制度と同様に所得制限は設けません。この拡充によって、0歳から18歳年度末までの切れ目のない子どもの医療費助成が実現します。

3 事業規模

対象者の子どもの数 約3,200人（令和4年1月1日現在の高校生相当年齢 3,182人）

※次の子どもは本事業の対象外です。

- ・生活保護法による保護を受けている子ども
- ・児童福祉施設等に入所している子ども
- ・児童福祉法に規定する里親に委託されている子ども

4 拡充内容について

(1) 助成の範囲の拡大

令和4年4月診療分から高校生等の通院等（調剤、柔道整復等含む）についても助成の対象とします。但し、健康保険が適用されない診療等は助成の対象外です。

項目	令和3年度 高校生等医療費助成	令和4年度 高校生等医療費助成	《参考》 乳幼児及び義務教育 就学児医療費助成
対象の子ども	市内に住所を有する高校生等（18歳年度末まで）	市内に住所を有する高校生等（18歳年度末まで）	市内に住所を有する義務教育就学児まで（15歳年度末まで）の児童
所得制限	なし	なし	なし
助成範囲 ※各種健康保険適用の自己負担分	・入院（医科、歯科）	・入院（医科、歯科） ・ <u>通院（医科、歯科、調剤、柔道整復等含む）</u>	・入院（医科、歯科） ・通院（医科、歯科、調剤、柔道整復等含む）
助成方法	・償還払い（窓口で支払った自己負担分を後日市に申請して給付を受ける）	・償還払い ・ <u>現物給付（医療証の提示により、窓口での自己負担分の支払いを不要とする）</u>	・償還払い ・現物給付

（裏面あり）

(2) 医療証の利用開始

令和4年4月から市内の医療機関で高校生等の医療証を利用することができるようになります。なお、医療証が利用できない場合（市外医療機関での受診等）は償還払いで助成します。

項目	高校生等医療費助成	《参考》 義務教育就学児医療費助成
名称	高校生等 医療証	㊦ 医療証
利用範囲	武蔵野市内	東京都内
年度更新月	毎年1月	毎年10月
年度毎の色	浅黄色⇔クリーム色	オレンジ色⇔若草色
申請の有無	新規：必要	新規：必要

高校生等医療証（見本）

高校生等	医療証	武蔵野市内有効
負担者番号		
受給者番号		
氏名		
生年月日		
住所		
保護者	見本	
氏名		
有効期間		
<small>上記の者は、武蔵野市子どもの医療費の助成に関する条例により医療費の一部を武蔵野市が助成するものであることを証明する。</small>		
東京都武蔵野市長		
交付年月日		

《参考》 ㊦義務教育就学児医療証（見本）

㊦	医療証
負担者番号	8813
受給者番号	
児童	氏名
生年月日	平成 年 月 日生
住所	
保護者	見本
氏名	
有効期間	令和3年10月1日から 令和4年9月30日まで
交付年月日	令和 年 月 日

担当課 子ども家庭部子ども子育て支援課